

憲法を生かし 核兵器も基地もない 社会を子どもたちに

憲法・平和・核兵器廃絶
メールニュース第33号
2013年2月26日(火)
全教・国民共同局

「戦争の恐ろしさも知らずに『国防軍』なんて」と 駈け寄って署名する女性など、たった30分間で34筆の署名

【2/10】女性部常任委員会が、昼休みに「9条守れ」と宣伝行動

2月9日、各地で、「9の日」憲法署名宣伝行動がとりくまれました。全教女性部常任委員会は、2月10日、4月の総会議案の集中論議のなか、貴重な昼休みの時間をとって、会館近くの四ツ谷駅前で、一日遅れの「9の日」宣伝行動をおこないました。

孫を連れだ女性が駆け寄ってきて「戦争の恐ろしさも知らないで、国防軍なんて!」と怒りを込めて署名をしてくれたり、子ども連れのご夫婦がそろって署名をしてくれたり、たった30分間の宣伝でしたが、34筆の署名が寄せられました。「私たちは、いま、『I LOVE 憲法』という運動を進めています」として、常任委員の一人ひとりが「私は、〇条が好きです」と、リレートークを行い、全員がマイクを握る宣伝行動となりました。

いま、各地の宣伝では、「9条変えてはならない」という期待と関心が寄せられています。一方、「日本が攻められたらどうするんだ」と強い語調で迫ってくる方もいることが報告されています。町のすみずみで音を出すことが求められています。会議の前後など、気軽に町へ出て、「9条守れ」の宣伝行動を広げましょう。

I LOVE 憲法 10万人教職員アピール運動のとりくみが広がっています

このまま黙っていいんですか?
ひとりの声を みんなの思いに

I LOVE 憲法 全国教職員アピール運動

あなたの“ひとこと”を発信してください

第19条 国は、すべて国民は、平等にその権利を享受するものとす。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その法律が定める平等に基づいて、教育を受ける権利を享有するものとす。

第96条 この憲法の改正は、三議院の議決を経て行われ、国民の総意に基き、これを発し、これを公布するものとす。

滋賀では、独自のチラシを作成し、メッセージカードのとりくみをすすめています。

全教がおろした
メッセージカード
だけではなく、もっとも
っととりくみが広がり、あつい報告集が出来上がるようオリジナルのチラシを作成しました。

全教がおろした
メッセージカード
だけではなく、もっとも
っととりくみが広がり、あつい報告集が出来上がるようオリジナルのチラシを作成しました。

学校に「憲法の風」
を吹かせましょう!

各組織でのとりくみをぜひご報告ください。



このまま黙っていていいんですか？

ひとりの声を みんなの思いに

新憲法制定！
国防軍創設！
「個人」より「公」！



I LOVE 憲法 全国教職員アピール運動

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。



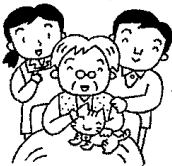
第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。



あなたの“ひとこと”を発信してください

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。



第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

憲法が通常法律より改正が難しいのは世界では当たり前です。ところが、自民党は衆議院選挙で憲法96条の「発議要件」を2/3以上の賛成から過半数に緩和すると公約し、選挙後安倍首相は国会で、「まずは多くの党派が主張している96条の改正に取り組む」と明言、「日本維新の会とみんなの党も基本的に一致できるのではないかと述べています。「まず憲法96条を変えないと、9条は変えられない(維新の会・松井幹事長)」という発言からも、真の狙いは9条改正と「戦争ができる国づくり」です。

自民党の改憲案は、9条改定で国防軍や軍法会議を設置するだけでなく、18条の「奴隷的拘束の禁止」を削除して徴兵制を可能にするとか、首相に非常大権を与える緊急事態条項だとか、軍事国家、専制国家志向丸出しです。さらに、基本的人権のさらなる制限や、国民に憲法尊重義務を課するなどとんでもない内容です。

このトンデモ憲法をいきなり提案すると国民の猛反発を受けるので、まずは憲法改正をしやすくしましょと96条改正を狙っているのです。いま自民・維新など改憲勢力は衆議院で2/3以上を占めています。今夏の参院選挙次第では憲法改悪は一気に現実味を増していきます。

I ♥ 憲法



私は憲法 条がだいすきです！

ひとこと

.....
.....
.....



職場名

氏名

あなたのくらしや仕事と重ねて、あらためて憲法の条文を読みましょう。そして大切にしたいことを「ひとこと」にして発信してください。(あなたの発信を、しんぶん全教滋賀教組などで紹介しながら、多くの声をつないでいきます。もちろん職場や氏名は公表しません)

安倍首相がつくりたいのはこんな憲法

弁護士の伊藤真さんの発言から

誰が得するか想像しよう

今回の自民党新憲法草案は、憲法改正案ではなく新憲法草案と位置づけられます。内容的にも現行憲法の前文や9条の理念、即ち、積極的非暴力主義を全面否定するものになっています。

政治的クーデター

憲法改正は、現行憲法との連続性を保ちながら内容をマイナーチェンジ(部分的な変更)していくことです。他方、新憲法制定は現行憲法の価値を否定して、新たな憲法秩序を構築することを意味します。

そもそも国会議員はそうした権限を与えられていません。現行憲法秩序の根本価値を否定することは、明確に99条(憲法擁護義務)に違反するからです。郵政民営化を唯一の争点とした先の選挙は、新憲法制定の権限を議員に与えたわけではありません。新憲法制定を企てることは一種の政治的クーデターです。

戦争ハードル低く

草案の第1の特徴は軍隊の創設です。9条の2を新たに設け、首相を最高指揮権者とする自衛軍の保持を明記しました。軍隊を持ち戦争を出来るようにしたことです。

9条2の3項で自衛軍の活動を定めて、集団的自衛権の行使や多国籍軍への参加が出来るようにしています。又、「緊急事態における公の秩序維持のための活動」では、デモ行進等、国民の運動を制圧し、国民に銃を向ける可能性があります。

それと呼応し、20条3項と89条1項で政教分離の規定を緩和し、社会的儀礼の範囲内ならば宗教的活動も許されると明文化しました。戦死者を顕彰することで戦死や戦争を美化する、死への恐怖心を取り除く装置として今まで以上に靖国神社が有効に機能する必要があり、政教分離原則の限りない緩和が不可欠なわけです。

更に72条で、閣議決定を経ないで各行政機関を指揮監督出来るよう、首相の権限を強化しました。こうした三位一体の構造により、戦争へのハードルを低くするシステムが出来上がるのです。

司法の項目にある軍事裁判所の設置は9条改定と一体のものであり、憲法の価値が及ばない領域を作る点で重大です。「軍隊内には人権保障がないことを覚悟しろ」という規定で、人権保障の普遍性に大穴をあけるものです。

また、前文に「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務を共有し」と定めています。これで徴兵制を導き出すことは十分可能です。

個人より「公」強調

草案の第2の特徴は、「公」の強調です。表現の自由とプライバシーの保護等、現行憲法では人権相互の矛盾を調整する原理として働いている「公共の福祉」の概念を、草案では「公益」や「公の秩序」に置き換えています。これは、個人が最高の価値を持つ現行憲法の大原則を変え、個人以上の価値を認めただ点で重大です。自由や人権を守るためにある憲法の本質を変容させるものです。

96条では、改憲発議の要件を各議院の過半数に緩和して改正を容易にしています。憲法の最高法規性を弱め、国家権力に縛りをかける力を弱めることになります。

改憲論議に対して、まず現行憲法をよく知ることが大切です。改憲や新憲法制定で、どこの誰が利益を得るのか、具体的現実的に考えることです。「国防のため」「国際貢献のため」といった抽象的な言葉に惑わされず、自衛隊を自衛軍にすればどこの誰が得をするのか、私たちの生活がどうなるのか、具体的に想像して考えてみるのがとても大切だと思います。

伊藤真さんは1/31に発表した「自由民主党『日本国憲法改正草案』について」で、その特徴を次の4点に整理しています。

- ① 立憲主義から非立憲主義へ
- ② 平和主義から戦争をする国へ
- ③ 天皇の元首化と国民主権の後退
- ④ 権利拡大には後ろ向き、義務拡大には前のめり

そして「一言でいえば、人権の保障度を下げ、数多くの義務規定を盛り込むことで、立憲主義と決別している点が最も注目すべき特徴である。国防義務、日の丸・君が代尊重義務、領土・資源確保義務、公益及び公の秩序服従義務、個人情報不当取得等禁止義務、家族助け合い義務)、環境保全義務、地方自治負担分担義務、緊急事態指示服従義務、そして憲法尊重擁護義務など、多くの義務規定を盛り込みながら、国による権力の行使を容易にし、国民を支配しやすくする意図がある」と述べています。

【天皇】 天皇は日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であることを明記する。

【日の丸・君が代】 日章旗を国旗、君が代を国家と明記し、国民に国旗国歌尊重義務を課す。

【平和主義】 「戦争の放棄」という標題を、「安全保障」に置き換える。

「戦争の放棄(第1項)」について、自衛権の発動を妨げるものではない。

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

【国民の自由と権利】 国民は、これを乱用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

【身体の拘束及び苦役からの自由】 現憲法の「奴隸的拘束」をはずし、何人も、その意に反すると否にかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されないとしている。

【政教分離の原則】 現憲法が、宗教団体が政治上の権力を行使してはならないことを明示しているのに対し、自民党草案はこれを除外し、国の宗教活動の禁止について、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、そのかぎりでない」と但し書きしている。

【表現活動、結社の自由】 「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」とし、曖昧な定義で表現や結社を大きく萎縮させるものである。

【家族】 「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」と家族助け合い義務を課す。

【公務員の労働基本権】 勤労者の労働基本権について、公務員だけを取り出し「全体の奉仕者であることに鑑み、…権利の全部又は一部を制限することができる。」と労働基本権回復に後ろ向き。